

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かな潤いのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街や、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる境界の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけでない多様な印象を持つのが大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

①都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

②観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴を生かした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、潤いのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画改定の背景

大阪市では、平成 18 年に景観法に基づく景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めてきた他、それ以前より、指導要綱に基づく建築美観誘導制度などにより、良好な景観形成に向けた協議・誘導を進めてきました。しかし、これら施策は法令に基づくものや要綱に基づくものが混在し、施策間の連携も十分なものではありません。このため、それぞれの施策の実効性を高めつつ、施策間の連携により総合的な景観形成の推進を図っていくため、施策全体の枠組みを体系的に整理していくことが必要でした。平成 28 年度をもって、景観法の活用を開始してから 10 年が経過しましたが、この間には土地利用の更新や変化が活発化する中、大阪の景観も大きくその姿を変えつつあり、それぞれの景観施策についての課題も明らかになってきました。

景観計画に基づく大規模建築物等の誘導については、市域一律の基準であり、具体的な指導や積極的な誘導が困難な場合が見られ、景観の特性に応じたよりきめ細かな誘導が求められています。まともりのある街路景観の形成をめざした建築美観誘導制度については、一定の成果を上げてきているものの、制度創設から 30 年以上が経過し、一部の路線では基準がまちなみの実態と合わないところも見られ、今日的観点から区域の設定や基準についてもきめ細かく見直す必要が出てきました。屋外広告物の誘導については、法的拘束力を持たせるなど、基準や手続きの担保性を高めていくことが課題になっています。また、近年は橋梁のライトアップや御堂筋のイルミネーションなど、夜間におけるまちの魅力づくりに関する公民の取り組みも活発化し、地域や場所の特性に応じた夜間景観の形成が求められるようになりました。

一方、地域が持つ魅力を生かした景観まちづくりの取り組みも広がりつつあり、これらの取り組みへの支援や、新たな取り組みの掘り起こしの重要性がより高まってきました。景観形成は行政による施策のみならず、市民や事業者との協働による取り組みが不可欠であることから、意識の啓発とともに自律的な景観マネジメントのための枠組みの整備が求められています。

成熟社会において都市間競争を勝ち抜いていくためには、都市のアイデンティティの確立を都市戦略として進め、都市格の向上を図っていくことが強く求められます。大阪市における今後の景観形成においてもこうした観点を盛り込み、旧美観地区をはじめとするこれまでの取り組みについてもその趣旨を継承しながら、新たな枠組みをつくっていくことが不可欠です。

このため、平成 26 年 12 月 19 日に大阪市都市景観委員会に対して「本市における今後の景観施策のあり方について」諮問を行い、平成 28 年〇月〇日の答申を基に、今般、計画の改定を行いました。

【景観施策展開の経緯】

	提言・計画等	景観誘導	
		法令	要綱等
昭和期 (戦前)		S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪城、大阪駅前、御堂筋、中之島等) S13.9 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前地区の一部追加)	
昭和期 (戦後)			S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導
	S56.1 「大阪市建築美観誘導について」 S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定		S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号)
	S60.3 「大阪アメニティプラン」策定		
平成期	H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のグランドデザイン」策定		H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導(淀屋橋～中央大通)・建築美観誘導(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加
	H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定	H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定	
	H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定 H18.4 大阪市都市景観条例の一部改正 H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定	
	H28.〇「大阪市における今後の景観施策について(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3～各区の都市景観資源の登録 H28.〇 大阪市景観計画改定 H28.〇 大阪市都市景観条例の一部改正	H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等(淀屋橋～長堀橋)・建築美観誘導(大阪駅前～淀屋橋、長堀通～難波)

3 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「グランドデザイン・大阪」、「大阪都市魅力創造戦略」、「大阪都市計画区域マスタープラン」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくりアクションプラン 2020 構想」などの上位・関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

